

	分類	質問	回答
1	研修分野	<p>改正後、従来のサービス管理責任者研修の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）及び就労）及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一されたが、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。</p>	<p>サービス管理責任者等の要件については①実務経験者であること及び②研修修了者であることを規定している。</p> <p>改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、要件②は統一される。一方、要件①については、それぞれの要件が必要になる。</p> <p><u>なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方の要件①を満たす者が要件②を満たした場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事することが可能となる。</u></p>
2	申込要件	<p>他県からの申込は可能か。</p>	<p>受講対象者は岡山県内の事業所の従事者であり、他県の事業所の従業者からの申込は認めていない。</p>
3	申込書	<p>修了証書を紛失してしまったため、写しが添付できない。どうしたらよいか。</p>	<p>速やかに修了証書の再交付手続きを行い、必ず写しを添付して申し込むこと。</p> <p>再交付申請の方法については岡山県障害福祉課HP「各種養成研修について (<a href="https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html">https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html</a>) 」に掲載している。</p>